

三ツ峠特別保護地区の指定について

1 特別保護地区の名称

三ツ峠特別保護地区

2 特別保護地区の区域

都留市大幡所在県有林富士・東部事業区第六十三林班

3 特別保護地区の存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで(10年間)

4 特別保護地区の面積

70ヘクタール

5 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、三ツ峠山(標高千七百八十五・二メートル)等を中心とした亜高山帯の地域であり、当該地区は山梨県自然環境保全条例(昭和四十六年山梨県条例第三十八号)に規定する自然保存地区として昭和四十七年から指定されている。

当該地域の植生は、三ツ峠山山頂付近にクリ、ミズナラ等が分布し、その周囲にはウラジロモミ、コメツガ等が発達し、部分的にヤマボウシ、ブナ等及びカラマツ植林がみられる。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、ニホンジカ、ツキノワグマ等が、中型哺乳類ではニホンザル、ノウサギ、テン等が、小型哺乳類では

ヤマネ、アカネズミ、シマリス、オコジョ等が確認され、鳥類では、コゲラ、ヒガラ、マヒワ、キビタキ等がみられる。

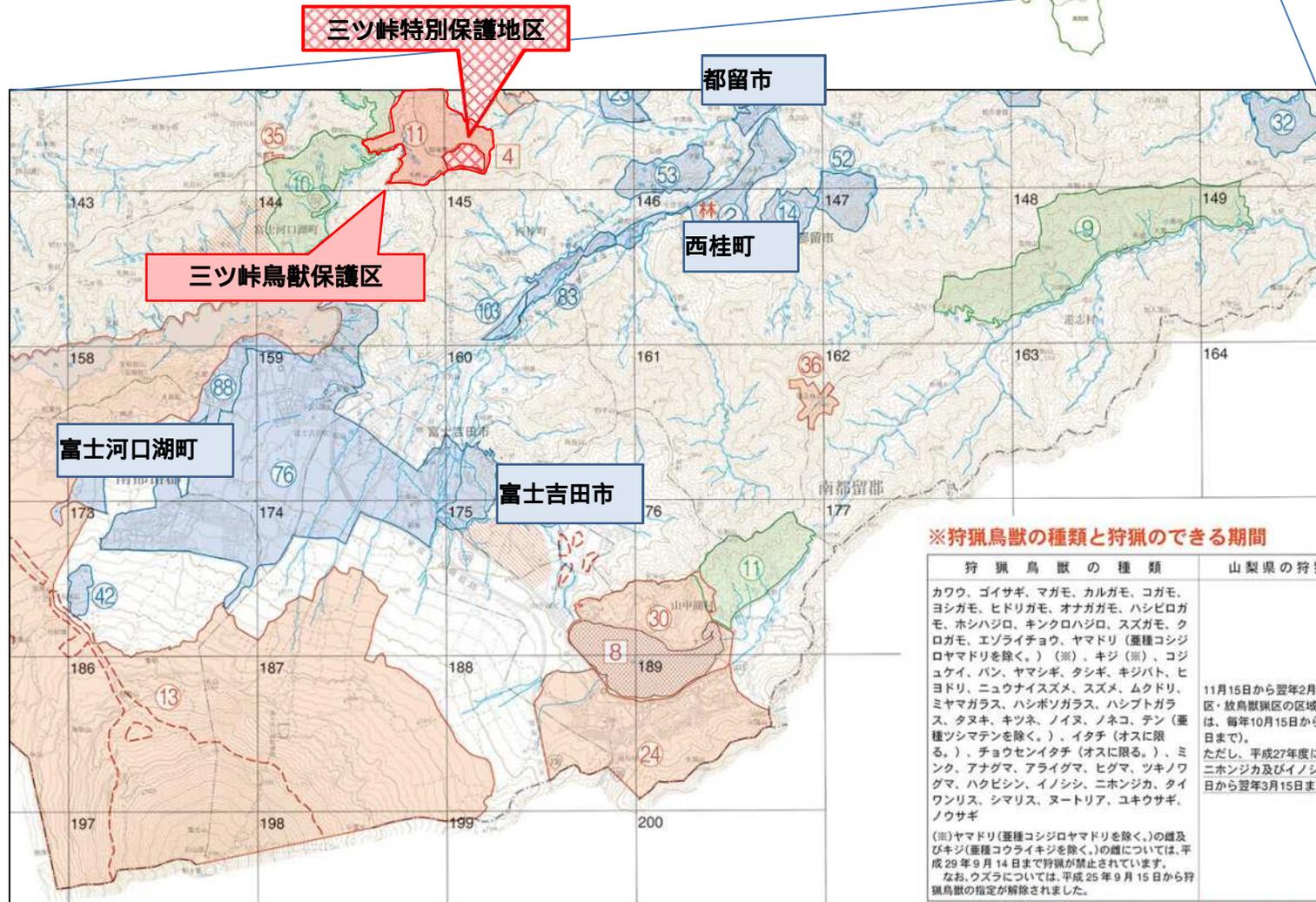
以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

三ツ峠特別保護地区所在地

所在：都留市大幡

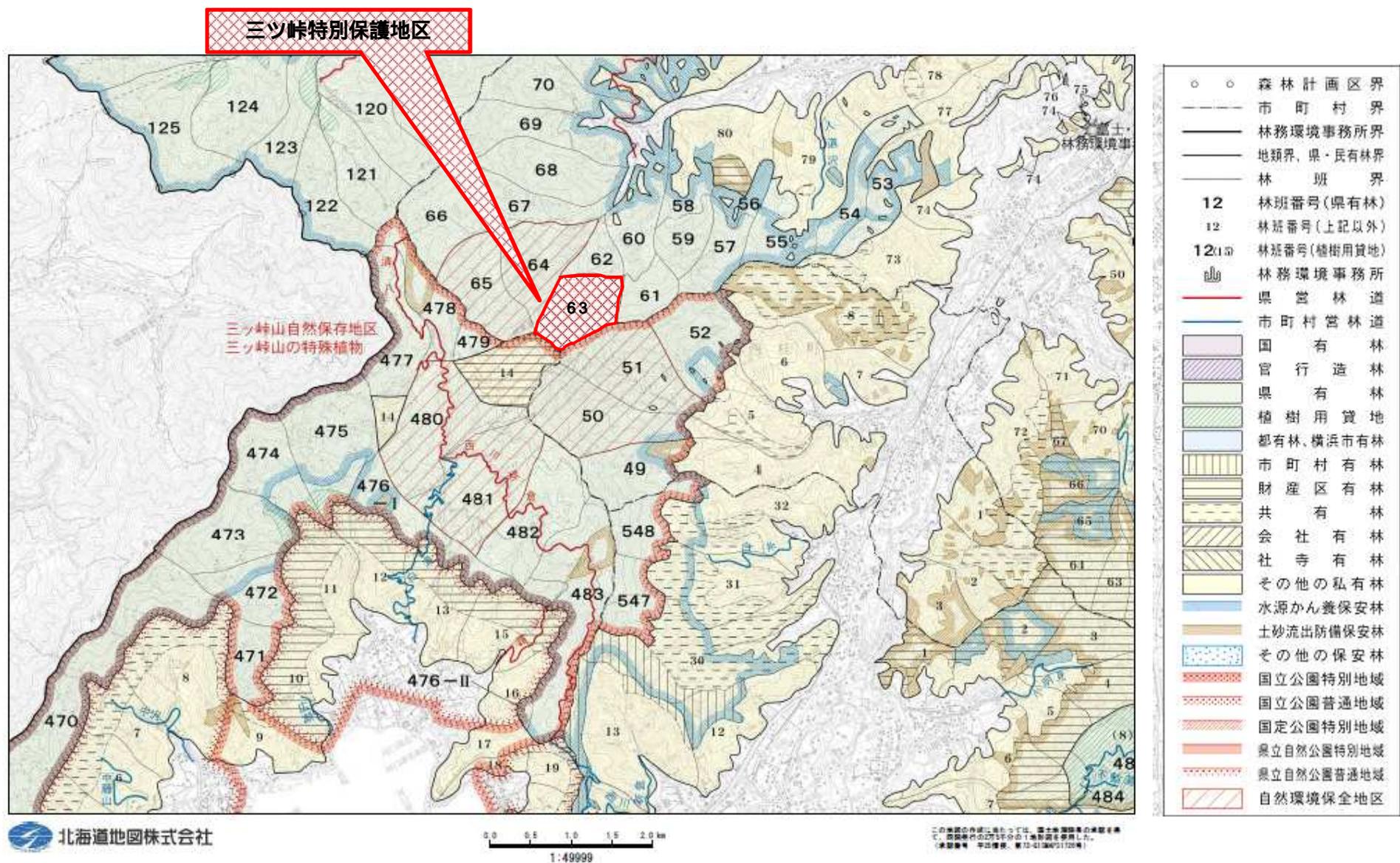


※狩猟鳥獣の種類と狩猟のできる期間

狩猟鳥獣の種類	山梨県の狩猟
カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホンハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く。)(※)、キジ(※)、コジュケイ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、タヌキ、キツネ、ノリス、ノネコ、テン(亜種ツシマテンを除く。)、イタチ(オスに限る。)、チョウセンイタチ(オスに限る。)、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ (※)ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く。)、雌及びキジ(亜種コウライキジを除く。)、の雌については、平成29年9月14日まで狩猟が禁止されています。 なお、ウスラについては、平成25年9月15日から狩猟鳥獣の指定が解除されました。	11月15日から翌年2月15日 区・放鳥獣保護区の区域内は、毎年10月15日から翌日まで。 ただし、平成27年度につ ニホンジカ及びイノシシ 日から翌年3月15日まで。

三ツ峠特別保護地区の区域

都留市大幡所在国有林富士・東部事業区第六十三林班



三ツ峠鳥獣保護区三ツ峠特別保護地区の指定に係る利害関係者名簿(賛否確認書)

職名	氏名	賛否	備考
都留市長	堀内 富久	賛	
大月警察署長	宮川 俊樹	賛	
クレイン農業協同組合代表理事組合長	高橋 明夫	賛	
南都留森林組合長	杉本 光男	賛	
都留市観光協会長	堀内 富久	賛	
東部猟友会都留支部長	清水 和仁	賛	
鳥獣保護管理員	鈴木正道	賛	
鳥獣保護管理員	中野 泉	賛	
山梨県知事	後藤 斎	賛	

知事の意見照会は富士・東部林務環境事務所県有林課あてに行いました。

特別保護地区 指定に係る新旧対照表（三ツ峠特別保護地区）

現行：三ツ峠特別保護地区 公示内容（H18.11.1～H28.10.31）	改正：三ツ峠特別保護地区 公示内容案（H28.11.1～H38.10.31）
<p>1 特別保護地区の名称 三ツ峠特別保護地区</p> <p>2 特別保護地区の区域 都留市大幡所在県有林富士・東部事業区第六十三林班</p> <p>3 特別保護地区の存続期間 <u>平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで</u></p> <p>4 特別保護地区の面積 七十ヘクタール</p> <p>5 特別保護地区の保護に関する指針 （一）鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 （二）特別保護地区の指定目的 当該地区を含めた地域は、三ツ峠山（標高千七百八十五・二メートル）等を中心とした亜高山帯の地域であり、当該地区は山梨県自然環境保全条例_____に規定する自然保存地区として昭和四十七年から指定されている。 当該地域の植生は、三ツ峠山山頂付近にクリ、ミズナラ等が分布し、その周囲にはウラジロモミ、コメツガ等が発達し、部分的にヤマボウシ、ブナ等及びカラマツ植林がみられる。 また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、ニホンジカ、ツキノ</p>	<p>1 特別保護地区の名称 三ツ峠特別保護地区</p> <p>2 特別保護地区の区域 都留市大幡所在県有林富士・東部事業区第六十三林班</p> <p>3 特別保護地区の存続期間 <u>平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで</u></p> <p>4 特別保護地区の面積 七十ヘクタール</p> <p>5 特別保護地区の保護に関する指針の案 （一）鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 （二）特別保護地区の指定目的 当該地区を含めた地域は、三ツ峠山（標高千七百八十五・二メートル）等を中心とした亜高山帯の地域であり、当該地区は山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）に規定する自然保存地区として昭和四十七年から指定されている。 当該地域の植生は、三ツ峠山山頂付近にクリ、ミズナラ等が分布し、その周囲にはウラジロモミ、コメツガ等が発達し、部分的にヤマボウシ、ブナ等及びカラマツ植林がみられる。 また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、ニホンジカ、ツキノ</p>

